

一般社団法人日本キャリアデザイン学会役職に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第57条に基づき、本学会の役職に関し、必要な事項を定める。

(役職の原則)

第2条 本学会の役職は、定款および定款に基づく規程に定めるものに限るものとする。

(会長の設置)

第3条 代表理事である理事長をもって、本学会の会長とする。

(副会長の設置)

第4条 会長は、理事の中から、理事会の承認を経て、副会長を3人まで指名できる。

2 副会長は、会長の職務全般を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。

3 会長は、副会長を選出したときは、遅滞なく社員総会に報告しなければならない。

(臨時の役職)

第5条 理事会は、必要に応じ、臨時の役職をおくことができる。

2 臨時の役職は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 臨時の役職には、2年を下回る任期を設けなければならない。

4 会長は、臨時の役職をおき、これを委嘱したときには、遅滞なく社員総会に報告しなければならない。

(付則)

1 本規程は、2019年8月10日より施行する。